

★ 告白場
特集所役所印
選挙行町刷印
狩太印林

広報かりぶと

★ 昭和37年6月22日発行

お母さん
しつかり
あなたの一票

参議院選挙近づく

7月1日

選挙の重要なことは、今さら申し上げるまでもなく、住民の意志を政治に反映させるために与えられた重要な権利であり、選ばれた代表者は、等しく住民全体のために政治を行ない、その責任は住民に対して負わなければなりません。

政治をよくするには、選ぶ人、つまり有権者の一人一人が責任ある投票によって立派な代表者を選ぶことにあるわけあります。

わが国の現状は国際的にも、また国内的にも極めて重大な段階に立っているのであります。

有権者のみなさんは、選挙に対する正しい認識と慎重な判断のもとに、明日への希望に燃えて、明るい政治が行われるよう、公正明朗な選挙を行つていただきたいのです。

参議院選挙は、まさに重大な意義をもつております。

参議院議員選挙の不^可能性と立派な候補者を選んで投票すること

参議院議員選挙の不^可能性と立派な候補者を選んで投票すること

参議院議員選挙の不^可能性と立派な候補者を選んで投票すること

★ 第六回参議院議員の選挙は六月七日に公示されました★
★ 七月一日に投票が行なわれることになりました★

参議院議員選挙

狩太町選挙管理委員会
委員長 前田長太郎
委員員員 大田中吉
員員員員 四宮未吉
員員員員 宮吉二郎

北海道選挙管理委員長談

★ よく選べ清き一票むだにするな

参議院議員選挙の公示にあたつて

参議院議員の選挙期日は六月七日公示され、七月一日には、全国一斉に選挙が行なわれることになりました。六月七日から候補者の受付が始まり、立候補された方々の選挙運動がくじひろげられております。

御承知のように、参議院は衆議院とともに国民の意志を代表する人達によつて構成するものですから、その議員を選挙するということは、私達国民にとって國家や郷土の繁榮と国民生活の向上のために、自分の意志を投票によって反映する誠に大切な機会なのです。

参議院の選挙は、選挙の区域が非常に広いため、候補者を選ぶ苦労もそれだけ多いと思いますが、選挙公報や演説等をよく見、よく聞いて、自分の理想に一番近い人、一人を心に決め、義理人情に惑わされることなく、自分の信ずるままに投票する心構えを養つてお

くことが、有権者にとって最も大切なことであると思います。自分の気に入つた候補者が一人もいない等とは違う方向に進むかも知れないのです。

来る七月一日の投票日には棄権することなく真に国民の代表としてふさわしい候補者を選んで国民に与えられた権利を立派に果したものです。道選管では今回の選挙に当つて、投票総参加運動を強力に展開し、国民の意志が正しく政治に反映するよう、あらゆる方法を用いて投票への参加を呼びかけ、選挙権の行使ができるだけの便宜を与えることを企画しております。

皆様もこの投票総参加運動の意を正しく理解して、こそつて、投票に参加されます。よう重ねてお願ひいたします。

★ 良く聞き、良く見て、良く選べ

投票日に不在の方は 不在者投票を！

投票の当日、自ら投票所へ行つて投票できない方は、不在者投票所（役場）に行つて投票をして下さい。

不在者投票は

投票日の前日まで

投票の当日、何かの事故で投票所に行けない人のため

に設けられた制度が不在者投票です。

不在者投票ができます。

次に該当する方は、この

不在者投票ができます。

①選挙人が狩太町外で職務又は、業務に従事中であつて狩太町に帰つて投票す

ることのできない方

この場合は、その職務又

は業務に従事している官公署・会社・事業所の長、又

はその代理者の証明書が、必要です。

②選挙人が狩太町外へ旅行したり、何かの事故で滞在中であり、選挙当日、狩太町へ帰つて来て投票できない場合、但し物見遊山に旅行する場合は不在者投票はできません。

この場合は①の場合に掲げた者、又は狩太町長あるいは旅行先、滞在地の市町村長の証明書が必要です。

以上①②の場合は、本人が出発する前に狩太町役場で不在者投票をしてから目的地へ出立する方法と、その行先から前記の証明

書に不在投票用紙の交付願をつけて狩太町選舉管理委員会へ請求し、滞在地の選舉管理委員会で投票所へ行

法と二通りありますが、な

いと予想される場合

この場合、医師、助産婦などの証明書を投票用紙、交付願につけて選舉管理委員会に出して役場で投票す

ることができます。

又疾病等で北海道選舉實理委員会の指定した病院（ベット数が五十床以上）に入院しているものは、その

病院内で不在投票をするこ

とができます。

三 公明選舉 7月1日 ↓ 參議院議員選舉

★選挙当日は
午前6時から投票開始……
……午後7時で投票閉鎖
この時間に
サイレンを鳴らします

【清く正しい一票を】

第一投票区	(役場)	投票管理者	代理人
第二投票区	(元町集会所)	大戸吉二	青山正一
第三投票区	(北電合宿)	白石正治	日置義雄
第四投票区	(近藤小学校)	春日井亨	岡村善太郎
第五投票区	(宮田小学校)	吉田俊郎	中村豊
第六投票区	(福井小学校)	田中市太郎	沼田三美
第七投票区	(桂中学校)	菊地哲夫	今立徳雄
第八投票区	(曾我小学校)	吉村国正	福井正男
第九投票区	(藤山小学校)	一戸義雄	飯原富
第十投票区	(ニセコ観光ホテル)	高木清末吉	森脇春己
投票所	投票所	投票所	投票所

☆ふだん着て母も一票一走り！

ふりむくな 選挙の時の義理と金



☆投票用紙は
黒ずり→地方区
赤ずり→全国区

投票用紙の黒ずりは地方区
赤ずりは全国区です。
まちがつて書くと、どちらも無効になりますから、
御注意下さい。
地方区（黒ずり）の投票
がすんでから全国区（赤ずり）の投票用紙が渡されま
す。